

「長寿医療制度」実施本部設置要綱

1. 目的

今後、急速な高齢化が進む中で、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、4月1日より、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が施行された。

本制度については、大きな制度改革であり、その意義、趣旨、さらに具体的な内容について、高齢者の方をはじめ国民の方々に1日も早くご理解いただき、円滑に実施していくことが必要である。

そこで、本制度に関し、身近で親しみやすいものとするため、新たに「長寿医療制度」と呼称するとともに、十分な周知を図り、円滑な制度運営を行っていくために、実施本部を設置する。

2. 実施本部の構成

厚生労働省と総務省が連携して、以下の実施本部を設置する。

本部長	厚生労働大臣
副本部長	厚生労働事務次官
	総務事務次官
構成員	厚生労働省医政局長
	厚生労働省健康局長
	厚生労働省老健局長
	厚生労働省保険局長
	社会保険庁長官
	総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）
	総務省自治行政局長
	総務省自治財政局長

3. 幹事会の設置

実施本部を補佐するため、実施本部の下に幹事会を設置する。

幹事長	厚生労働省保険局長
幹事	別紙の職にある者

4. 本部の任務

本部は、関係機関が連携して、長寿医療制度に関し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 広報、周知活動
- (2) 市町村、広域連合の相談体制の確認
- (3) 市町村、広域連合の相談窓口への支援

5. 事務局

- 本部に事務局を置く。
- 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省保険局総務課高齢者医療企画室において処理する。

6. 附則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

別紙

厚生労働省大臣官房総務課企画官（医政局併任）
厚生労働省大臣官房総務課企画官（保険局併任）
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長
厚生労働省老健局総務課長
厚生労働省保険局総務課長
 保険課長
 国民健康保険課長
 医療課長
 総務課医療費適正化対策推進室長
 総務課高齢者医療企画室長
 医療課保険医療企画調査室長
社会保険庁運営部医療保険課長
 社会保険業務センター管理官

総務省自治行政局自治政策課長
 市町村課長
総務省自治財政局調整課長